

⑥もも

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（400、300L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{註1}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：0.04、<0.03 ppm

代謝物 F：0.02、<0.02 ppm

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400、300L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{註1}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：0.04、<0.03 ppm

代謝物 F：0.04、0.02 ppm

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（400、300L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{註1}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.66、0.30 ppm

代謝物 D：0.06、0.06 ppm

代謝物 F：0.04、0.04 ppm

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400、300L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{註1}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.59、0.26 ppm

代謝物 D：0.10、0.06 ppm

代謝物 F：0.06、0.05 ppm

もも（果肉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400、360L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{註1}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.16、0.30 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

もも（果皮）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（400、360L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：3.73、9.89 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑦すいか

すいか（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布（300、150～200L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：<0.02、<0.02 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑧りんご

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布（700L/10a）したところ、散布後14～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（700L/10a）したところ、散布後14～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（700L/10a）したところ、散布後14～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（830、700L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.14、0.04 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

⑨日本なし

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（400L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.03、0.07 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.07、0.07 ppm

代謝物 D：<0.03、0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400、350L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.18、0.06 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑩かき

かき（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を4回散布（350、435L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.03、 0.06 ppm
代謝物 D： <0.03、 <0.03 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑪うめ

うめ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.50、 0.39 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

⑫ネクタリン

ネクタリン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（270、400L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.14、 0.03 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

⑬すもも

すもも（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（500、400L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： <0.05、 <0.05 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

⑭あんず

あんず（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{註1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.40、 0.28 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

⑮おうとう

おうとう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（625、400L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：1.13、0.61 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑯ぶどう

ぶどう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400、300L/10a）したところ、散布後28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：0.06、<0.02 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑰いちご

いちご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（200L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.22、1.48 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑱きゅうり

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（159～218.2、250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

^{注2)}

シメコナゾール：0.06、0.08 ppm

代謝物 D：<0.02、<0.02 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布（159～218.2、250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。

^{注2)}

シメコナゾール： 0.06、 0.11 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑱ トマト

トマト（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.02、 0.03 ppm

代謝物 D： 測定せず

代謝物 F： 測定せず

⑳ かぼちゃ

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の5,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後30～45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.05、 <0.05 ppm

代謝物 D： 測定せず

代謝物 F： 測定せず

㉑ ねぎ

葉ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

根深ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.05、 <0.02 ppm

代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm

代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

葉ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1例）において、1.5%粒剤を3回土寄せ時

株元散布 (6kg/10a) したところ、散布後 14~28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール : <0.02 ppm

代謝物 D : 測定せず

代謝物 F : 測定せず

根深ねぎ (茎葉) を用いた作物残留試験 (1 例) において、1.5% 粒剤を 3 回土寄せ時株元散布 (6kg/10a) したところ、散布後 14~28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール : <0.02 ppm

代謝物 D : 測定せず

代謝物 F : 測定せず

② にんにく

にんにく (鱗茎) を用いた作物残留試験 (2 例) において、20% 水和剤の 4,000 倍希釈液を 3 回散布 (300、200L/10a) したところ、散布後 7~21 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール : <0.02、<0.02 ppm

代謝物 D : 測定せず

代謝物 F : 測定せず

③ だいず

だいず (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、20% 水和剤の 1000 倍希釈液を 2 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 14~60 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール : 0.04、0.04 ppm

代謝物 D : 測定せず

代謝物 F : 測定せず

だいず (乾燥子実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、20% 水和剤の 1000 倍希釈液を 4 回散布 (150L/10a) したところ、散布後 14~60 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール : 0.06、0.13 ppm

代謝物 D : 測定せず

代謝物 F : 測定せず

だいず（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の8倍希釈液を無人ヘリコプターにより計2回散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.01、 0.02 ppm

代謝物 D： 測定せず

代謝物 F： 測定せず

④茶

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 4.54、 1.39 ppm

代謝物 D： 1.67、 0.80 ppm

代謝物 F： 0.04、 0.02 ppm

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 4.67、 2.50 ppm

代謝物 D： 1.91、 1.42 ppm

代謝物 F： 0.04、 0.02 ppm

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 1.72、 0.56 ppm

代謝物 D： 1.06、 0.59 ppm

代謝物 F： 0.02、 <0.02 ppm

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 1.80、 1.10 ppm

代謝物 D： 1.10、 1.21 ppm

代謝物 F： 0.03、 0.02 ppm

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：2.5、6.0 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：4.4、8.2 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.93、2.17 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：1.64、2.54 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号により食品安全委員会あて意見を求めたシメコナゾールに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：0.85 mg/kg 体重/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌
(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験
(期間) 2年間
安全係数：100
ADI：0.0085 mg/kg 体重/day

8. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では韓国で登録がなされている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

シメコナゾール本体

作物残留試験において、シメコナゾールの代謝物である代謝物Dおよび代謝物Fについて分析がおこなわれているが、代謝物Fについては、分析が実施された多くにおいて定量限界未満であることから、規制対象として含めないこととした。また、代謝物Dについては、一部の作物でシメコナゾールと比較してある程度定量されているが、その他の作物については定量限界未満であること、食品健康影響評価書において、代謝物Dの毒性試験について特に問題となるデータは認められないことから、規制対象として含めないこととした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露対象物質としてシメコナゾール（親化合物のみ）と設定されている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のシメコナゾールが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算さ

れる、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	24.5
幼小児(1~6歳)	51.1
妊婦	22.1
高齢者(65歳以上)	27.7

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。